

「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年六月十五日経通商産業省令第五十二号）」新旧対照条文  
 （下線部分は変更部分）

改 正 案					現 行				
別表第2の2 電気関係学科科目別授業内容及び履修単位明細書					別表第2の2 電気関係学科科目別授業内容及び履修単位明細書				
科目区分	学科目	単位数	取得数	学科目の概要	区 分	学科目	単位数	取得数	学科目の概要
<u>電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの</u>	第一欄				<u>電気電子理論</u>	科目			
	小 計					小 計			
	第二欄					科目			
	小 計					小 計			
	計				計				
<u>発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの</u>	第一欄				<u>電力発生輸送</u>	科目			
	小 計					小 計			
	第二欄					科目			
	小 計					小 計			
	計				計				
<u>電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの</u>	第一欄				<u>電気利用等</u>	科目			
	小 計					小 計			
	第二欄					科目			
	小 計					小 計			
	計				計				
<u>電気工学若しくは電子</u>	第一欄				<u>実</u>	科目			
	小 計					小 計			

<u>工学実験又は電気工学若しくは電子工学に関するもの</u>	第二欄				
	小計				
	計				
<u>電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの</u>	第二欄				
	小計				
	計				

- 備考
- 1 単位数は、学年別及び学期別に記入すること。
  - 2 第一欄、第二欄の別は、別に告示で定める授業内容の第一欄、第二欄の区分によること。
  - 3 それぞれの科目区分に該当する学科目は、別に告示で定める科目区分ごとの授業内容のものとする。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること

<u>験・実習</u>	科目				
	小計				
	計				
<u>設製図・</u>	科目				
	小計				
	計				

- 備考
- 1 単位数は、学年別及び学期別に記入すること。
  - 2 科目、科目の別は、認定学科目の必修、選択によること。
  - 3 電気電子理論とは、電気理論、電子理論、電気計測、電子計測等電気の基礎に関するものをいう。
  - 4 電力発生輸送とは、発電、変電、送電、配電等電力の発生・輸送及び管理並びに電力貯蔵等エネルギーシステムに関するもの、及び電気法規・電気施設管理をいう。
  - 5 電気利用等とは、電気エネルギー利用（電動機応用、照明、電熱、電気加工、電気エネルギー・光交換応用等）、自動制御（メカトロニクスを含む）、電気機械（パワーエレクトロニクスを含む。）、情報伝送・処理及び電子計算機に関するものをいう。
  - 6 実験・実習とは、電気・電子工学実験及び電気・電子実習に関するものをいう。
  - 7 設計・製図とは、電気・電子機器設計及び電気・電子機器製図（CADを含む。）をいう。
  - 8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること